

令和5年11月13日

筑紫野市長 平井 一三 様

筑紫野市総合計画審議会
会長 村 藤 功



第七次筑紫野市総合計画について（答 申）

令和5年9月11日付け5筑企第31号で諮問があった第七次筑紫野市総合計画（案）について、筑紫野市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき審議を行った結果、下記のとおり結論を得ましたので、ここに答申します。

記

今後の筑紫野市のまちづくりの姿を明らかにし、総合的かつ計画的に市政を運営するための計画として諮問された第七次筑紫野市総合計画（案）は、施策及び基本事業ごとに成果指標を設け、目標値を設定する行政評価の考え方を取り入れていることに加え、計画の着実な推進に向けて、施策及び基本事業の体系を組織と連動させ、人事評価に反映するなど、今後の筑紫野市のまちづくりの指針として、妥当であると判断します。

なお、当審議会として、総合計画を推進するにあたって有効であると思われる主要な意見を付しますので、これらの意見を尊重されるとともに、各施策の目標達成に向けて、広く市民の理解と協力を求め、施策・基本事業の計画的かつ効果的な推進を図られるよう要望します。

[付 帯 意 見]

1. 適切な進行管理と評価について

総合計画の目標達成のため、上位の施策・基本事業への貢献を意識しそれぞれの事務事業に取り組むとともに、必要に応じて第三者の意見を聴きつつ、成果指標の動向を適切に評価・分析するよう要請します。

また、その中で、施策・基本事業等の目標を組織配分する人材育成システムを構築していることから、各組織が責任を担い、市民のための行政運営を更に一步進められるとともに、公平・公正な評価に努めながら、個人目標と連動した進捗管理がなされることを要請します。

2. 健全な財政状況の維持について

大きく変化を続ける社会情勢のもと、持続可能なまちづくりを進めていくことができるよう、常に健全財政の視点を持って本計画に掲げる施策を推進されるよう要請します。

とりわけ、市民や地域コミュニティの関心が高い遊休地の有効活用や公共施設の整備については、多額の予算を要するものと見込まれることから、これら施策の推進に際しては、著しい財政状況の悪化を招くことがないよう、費用対効果の観点から十分な検討を行うよう要請します。

3. 国の動向や社会情勢の変化に応じた取組の推進について

今後も少子高齢化の更なる進行が見込まれることから、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムの構築と充実に努められるよう要請します。

また、近い将来、到来する人口減少社会等を見据え、最先端の情報通信技術の積極的な活用を図り、様々な分野における市民の利便性向上と行政サービスの効率化を推進されるよう要請します。

4. 市民や地域に寄り添うまちづくりの推進について

市民のライフスタイルや価値観が多様化する中で、市民意識と市の実施する施策が乖離することのないよう、市民の意見を聴き、ニーズに応じた施策を推進されるよう要請します。

また、これまで進めてきた地域コミュニティによるまちづくりを途切れさせることなく更に発展させていくため、持続可能な体制づくりに取り組むとともに、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもと、防災・福祉・教育をはじめ、あらゆる分野で協働し、安全・安心なまちづくりを共に推進されるよう要請します。